

輸入食品の安全性確保の取り組み

～輸出国での衛生確保対策について～

健康・生活衛生局 食品監視安全課 輸入食品安全対策室

輸出国査察専門官 白坂 信和

目 次

～ タイ産農産物の衛生管理 ～

- 輸入食品の監視体制の概要について
- タイ政府の組織について
- タイ産農産物の検査命令の経緯について
- 対日輸出プログラムについて

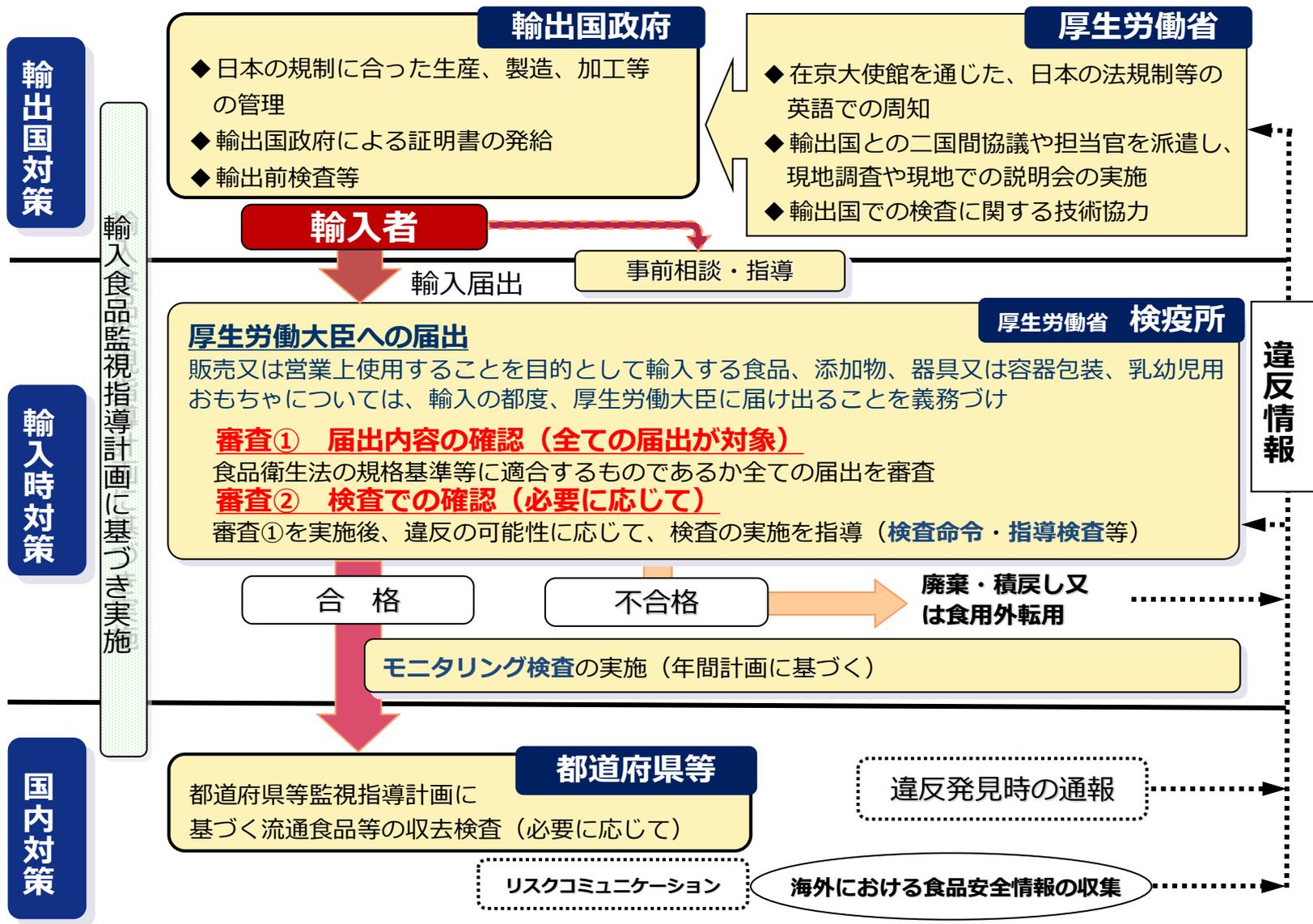
輸入食品の検査体制の概要について

ひと、くらし、みらいのために

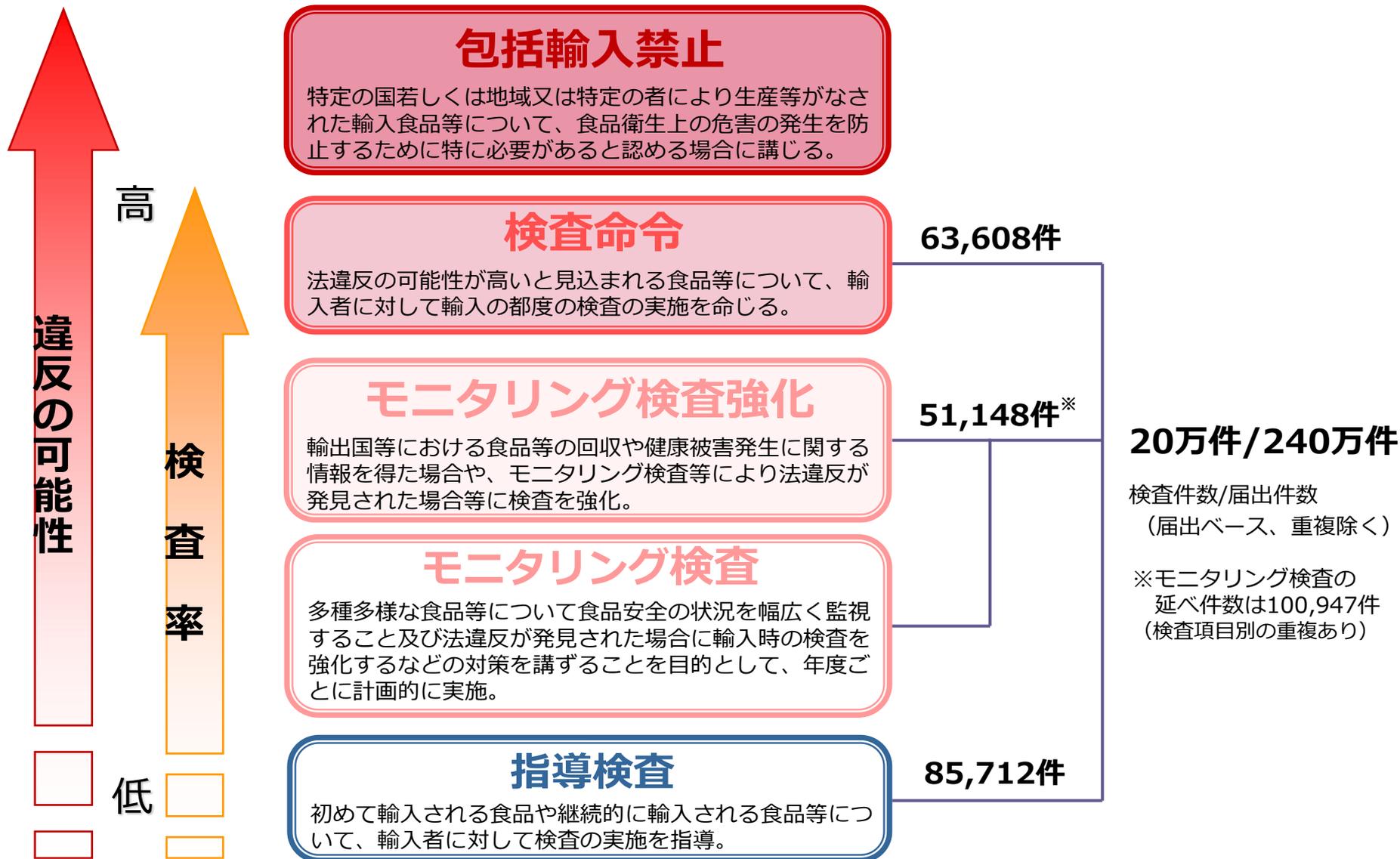


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

輸入食品の監視体制



輸入時検査の仕組みと実施状況（令和4年度）



国別検査命令対象品目（令和5年4月1日時点抜粋）

対象国・地域	対象食品例	検査項目例	条件等
全輸出国 (15品目)	フグ	魚種鑑別	現場検査の結果、異種フグが発見されたものに限る。
	ブラジルナッツ、アーモンド、チリペッパー、レッドペッパー、ナツメグ及びハトムギ	総アフラトキシン	
	キャッサバ及びその加工品（でんぷんを除く。）	シアン化合物	
中国 (20品目)	スッポン及びその加工品	エンロフロキサシン	
	二枚貝及びその加工品（貝柱のみのホタテガイを除く。）	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	淡水産であることを示す中国政府の証明書が添付されたものを除く。
	ブロッコリー及びその加工品	プロシミドン	
	たまねぎ及びその加工品	チアメトキサム	
ベトナム (14品目)	えび及びその加工品	エンロフロキサシン	
	赤とうがらし及びその加工品	プロピコナゾール	
	ドリアン	プロシミドン	
韓国 (13品目)	養殖ひらめ及びその加工品	クドア・セプテンpunkタータ	別途指示する養殖業者が出荷した、活又は生鮮のものに限る。
	青とうがらし及びその加工品	フルキンコナゾール	別途指示する輸出者から輸出された生鮮青とうがらしを除く。
	ミニトマト及びその加工品	フルキンコナゾール	別途指示する輸出者から輸出された生鮮ミニトマトを除く。

検査命令品目一覧（以下HPの1 食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施についての別添1）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31163.html

タイ政府の組織について

ひと、くらし、みらいのために

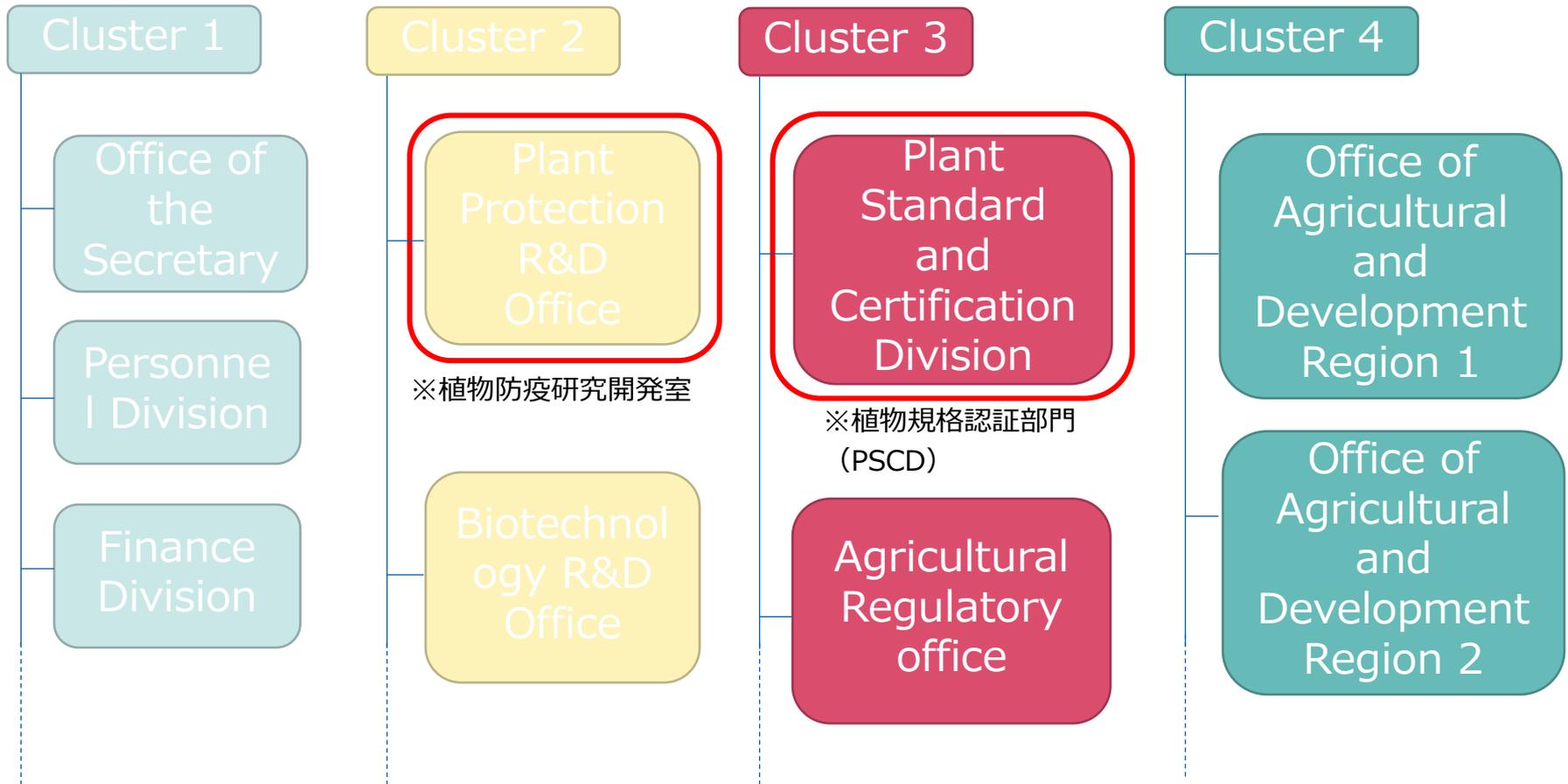


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

タイ政府の組織について

Department of Agriculture (DOA) Ministry of Agriculture and Cooperatives (MAOC)

※タイ農業局 (Department of Agriculture : DOA)



Plant Standard and Certification Division (PSCD)

Cluster 3

Administrative
Sub-division

Plant Production
Standards and
Certification Group
(PSCG)

Quality Control
System for Plant
Products Group
(QAP)

Plant Product
Inspection System
Service Group
(PIS)

Registration and
Issuance of
Certificate Group
(RCG)
※証明書登録及び発
行グループ

Food Safety Plant
and Plant
Products Group
(Food Safety)
※食品安全グルー
プ

タイ産農産物の検査命令の経緯について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

○経緯

- ・タイ産農産物（生鮮アスパラガス、生鮮おくら、生鮮バナナ、生鮮・冷凍・フリーズドライマンゴー、生鮮マンゴスチン）については、それぞれ残留農薬に係る検査命令を実施
- ・タイ農業局が定めた対日輸出向けの農薬管理プログラムを遵守している輸出者については、タイ農業局により登録され、輸入時における検査命令を免除している。

○経緯

- ・タイ産生鮮マンゴーについては平成17年4月、
冷凍カットマンゴーについては平成23年5月より
残留農薬（クロルピリホス、プロピコナゾール）の
検査命令を免除
- ・タイ産オクラについては、平成20年4月より
残留農薬（E P N）の検査命令を免除

対日輸出プログラムについて

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

- ・タイ政府は2006年（平成18年）に対日輸出プログラムを創設
- ・タイ政府の策定した対日輸出プログラムを遵守し、タイ政府に登録された輸出者は、検査命令を免除している（輸入時に登録輸出者と証明書の確認）。
- ・対日輸出プログラムでは、生産から輸出までの農産物の一連の管理が規定されている。

○概要

- ・ 対日輸出プログラムとは、対日輸出農産品の残留農薬について、農家、包装業者、加工業者及び輸出業者が対日輸出プログラムに定められた内容に基づく管理を実施し、タイ農業局が指導検証を行うもの。
- ・ 農場、包装施設、加工施設、輸出業者はタイ農業局に登録される。
- ・ 対日輸出プログラムに基づき管理された品目が日本へ輸出される際は、輸出ロット毎にタイ農業局が発行する証明書が添付される。

○概要

- ・タイ農業局による検証は、輸出業者から6か月毎に提出される報告書及び各地方事務所職員による査察により行われる。
- ・タイ政府における対日輸出プログラムの主な管理は証明書の登録発行グループが担当。
- ・新規登録の受付、6か月毎の定期報告の確認及び残留農薬基準値超過時の原因究明等を実施する。

日本向けタイ産農産物の管理体制

厚生労働省

輸入時検査不合格通知

輸出業者の登録リスト提供
証明書発行停止、輸出業者の停止/除外の通知

タイ農業局
(証明書発行・植物防疫等)

登録、監視、評価

管理・監督

タイ農業局認可の
試験所

輸出前検査

生産の流れ

指導

農家

包装業者
製造業者

輸出者

輸出

日本向けタイ産農産物の管理体制

○農家

- ・ GAP認証+タイ農業局に登録
- ・ 化学物質の管理と記録
- ・ 収穫の記録

- 加工品は製造業者
- 生鮮品は包装業者

- ・ タイ農業局に登録
- ・ 化学物質の管理と記録
- ・ トレーサビリティの実施

○輸出業者

- ・ タイ農業局に登録
- ・ 使用できる化学物質リストの作成、保管と検証
- ・ 加工品の原料管理
- ・ トレーサビリティの実施

日本向けタイ産農産物の管理体制

○タイ農業局

- ・ 農家、包装業者/製造業者、輸出業者の登録、監視、評価
- ・ 化学物質の管理手段を決定
- ・ 輸出業者のレポート検証
- ・ 証明書の発行、検証
- ・ 検査不合格時の措置
(証明書発行の一時停止、農家の一時停止)

○厚生労働省

- ・ 輸入時検査不合格通知
- ・ タイ農業局より輸出業者の登録リスト提供
- ・ タイ農業局より証明書発行停止、輸出業者の停止/除外の通知

ご清聴ありがとうございました

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare